

第 3 章 専攻学科目及び履修方法

第 4 条 各研究科における授業科目及び履修方法は別表（1 の I、II、III、IV、2 の I、II、3・4・5・6・7・8）のとおりである。

第 5 条 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める学科目を履修しなければならない。

2 授与される免許状は別表 9 に定める。